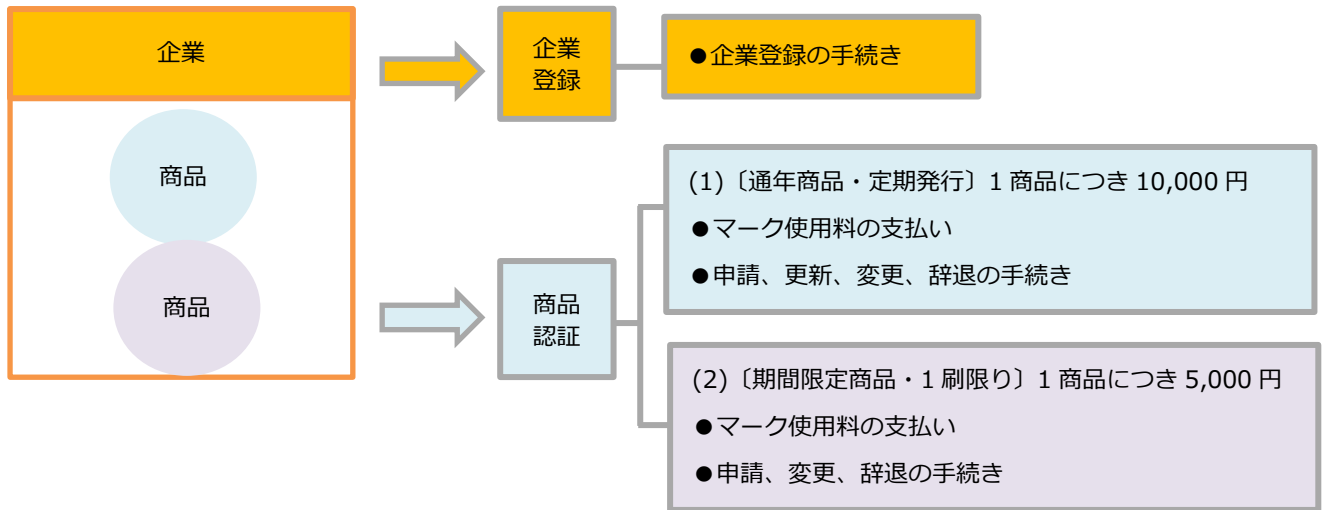


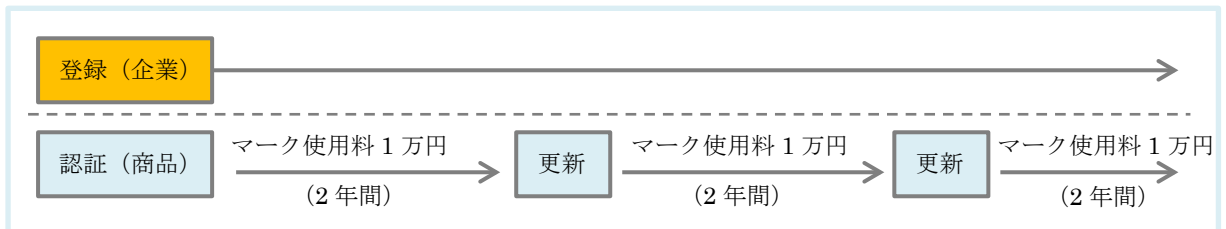
1. Q&A

- Q1. 申請書に添付する水性インキの「安全データシート (SDS)」は、どうすれば入手できますか。
- A1. 申請商品の包材を印刷するメーカーを通して、水性インキ製造メーカーから入手してください。
- Q2. JAN コードはなくても、水性インキを使用した商品を申請できますか。
- A2. 申請できます。ただし、申請・認証される商品の単位は JAN コードが付与される商品の区分けと同じ考えとなります。
- Q3. 認証時に納める手数料とはなんですか。
- A3. 認証マーク使用料です。詳しくはホームページの費用、または水性印刷商品認証制度実施要領 (6 頁目) 別表 1 をご覧ください。
- Q4. 申請から認証されるまでに、どのくらいの期間がかかりますか。
- A4. 申請書受理から認証まで 1 か月程度かかります。認証後に、認証書類 (認証番号記載)、請求書 (企業登録料・認証マーク使用料) を郵送します。
- Q5. 認証申請中に認証マークをパンフレット・チラシに表示してもいいですか。
- A5. 申請中は、認証マークは表示できません。ただし、認証されるまでの期間は、企業の責任において「(一社)健康ビジネス協議会水性印刷商品認証制度 申請中」と表記することは可能です。
- Q6. キャンペーンの為、商品の包装を少し変更します。変更届を提出する必要はありますか。
- A6. 認証基準に該当しない軽微な変更を行う場合は、変更届の提出は不要です。協議会ホームページに掲載している画像を差し替えますので、商品の画像データを提出してください。商品の JAN コードおよび、包材を印刷しているインキの種類を変更する場合は、変更届を提出してください。一時的な改変等の場合の対応は事務局にお問い合わせください。
- Q7. 水性インキの成分には、1%に満たない物質が含まれていることがあります。1%に満たない物質についても、審査の対象となりますか。
- A7. 1%に満たない物質については、環境への影響が微々たるもののため、審査対象から除外します。
- Q8. 認証期間は 2 年となっていますが、2 年以上認証マークを使用したいときは、更新手続きをする必要はありますか。
- A8. 必要です。認証期間終了日の 3 か月前から更新手続きを受け付けますので、必要書類を提出してください。なお、協議会から認証期間終了前に更新手続きに関する連絡は行いませんので、各自でご留意ください。
- Q9. 認証されてから 2 年後に更新手続きを行わなかった場合、どうなりますか。
- A9. 認証された日から認証の更新手続きが行われずに 5 年を経過した場合 は、認証者の本認証制度への登録を解除します。

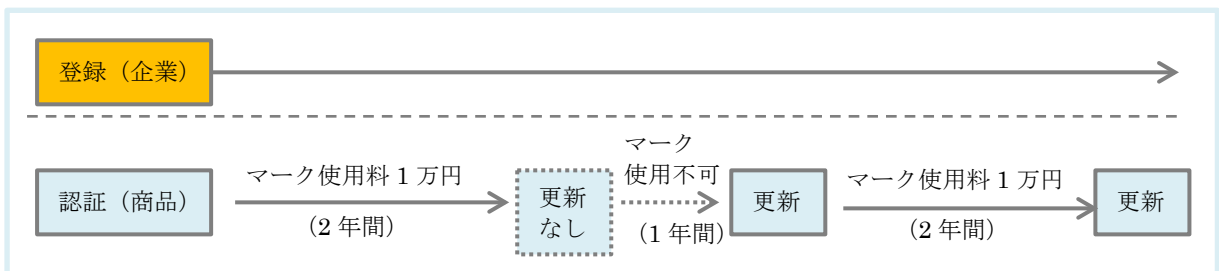
<基本の考え方>



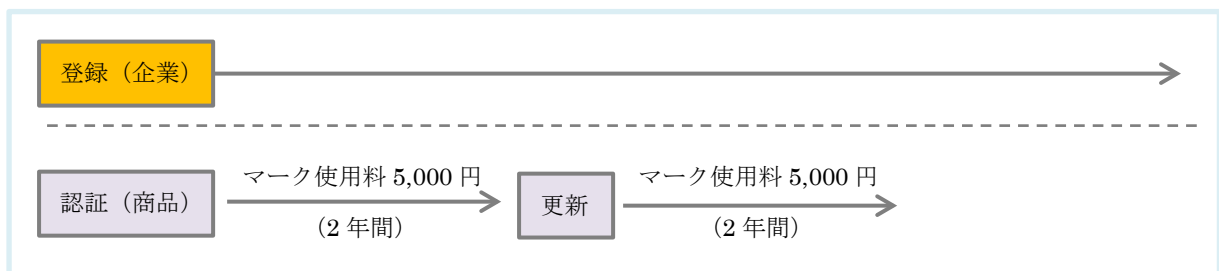
(1) 通年商品・定期発行の手続き



○ 認証2年後の更新を行わなかったが、その1年後に更新手続きを行った場合



(2) 期間限定商品の手続き



(2) 1刷限りの印刷物

